

(様式第2号) 別表1-1 (道路)

変更箇所の個別検討表 [除外及び用途区分変更用]

対図 番号	計画変更箇所				
	所在	地目	面積(m ²)	法第10条第3項の 該当号	用途区分
H001 ~H143	様式第2号のとおり	公衆用道路	計 17,625.84	第5号	様式第2号のと おり
変更の目的及び必要性					
省令第4条の5 2号による除外(道路法による道路施設)					
除 外	変 更 要 件 の 検 討	法第13条 第2項第1号	該当なし。		
		法第13条 第2項第2号	該当なし。		
		法第13条 第2項第3号	該当なし。		
		法第13条 第2項第4号	該当なし。		
		法第13条 第2項第5号	該当なし。		
		法第13条 第2項第6号	該当なし。		
	法第10条第4項 規定の土地 [非農用地 令第8条]	該当なし。			
法第10条第3項各号 非該当の土地	省令第4条の5第2号該当であり、計画達成のために一体的な土地利用に及ぼす恐れがなく、かつ周辺の農業生産に悪影響を及ぼす恐れがない。				
用途区分の変更	変更後の 用途区分				
	当該地の 選定理由				
軽微な変更	*政令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、 該当する号に○ [第2号 第3号 第4号]				
その他の事項による除外					
農地転用許可権者との事前調整(農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。) ※農地法の運用について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)による区分により記載する。					
農地転用許可権者					
意見					
農地区分					
農地転用許可条項					
他法令との調整					

(様式第2号) 別表1-1 (電気工作物)

変更箇所の個別検討表 [除外及び用途区分変更用]

対図 番号	計画変更箇所				
	所在	地目	面積(㎡)	法第10条第3項の 該当号	用途区分
E01 ~E06	様式第2号のとおり	雑種地	計 6,439.00	第5号	様式第2号のと おり
変更の目的及び必要性					
省令第4条の5 23号による除外(電気事業法の送電事業による電気工作物)					
除 外	変 更 要 件 の 検 討	法第13条 第2項第1号	該当なし。		
		法第13条 第2項第2号	該当なし。		
		法第13条 第2項第3号	該当なし。		
		法第13条 第2項第4号	該当なし。		
		法第13条 第2項第5号	該当なし。		
		法第13条 第2項第6号	該当なし。		
	法第10条第4項 規定の土地 〔非農用地 令第8条〕	該当なし。			
法第10条第3項各号 非該当の土地	省令第4条の5第23号該当であり、計画達成のために一体的な土地 利用に及ぼす恐れがなく、かつ周辺の農業生産に悪影響を及ぼす 恐れがない。				
用途区分の変更	変更後の 用途区分				
	当該地の 選定理由				
軽微な変更	*政令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、 該当する号に○ 〔 第2号 第3号 第4号 〕				
その他の事項による除外					
農地転用許可権者との事前調整(農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。) ※農地法の運用について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局 長・農村振興局長通知)による区分により記載する。					
農地転用許可権者					
意見					
農地区分					
農地転用許可条項					
他法令との調整					

(様式第2号) 別表1-1 (非農地通知)

変更箇所の個別検討表 [除外及び用途区分変更用]

対図 番号	計画変更箇所				
	所在	地目	面積(m ²)	法第10条第3項の 該当号	用途区分
N01 ~N03	様式第2号のとおり	雑種地	計524.00	第5号	様式第2号のとおり
変更の目的及び必要性					
農振法第10条第3項第5号非該当による除外(非農地通知が発出された土地)					
除外	変更要件の 検討	法第13条 第2項第1号	該当なし。		
		法第13条 第2項第2号	該当なし。		
		法第13条 第2項第3号	該当なし。		
		法第13条 第2項第4号	該当なし。		
		法第13条 第2項第5号	該当なし。		
		法第13条 第2項第6号	該当なし。		
	法第10条第4項 規定の土地 [非農用地 令第8条]	該当なし。			
	法第10条第3項各号 非該当の土地	地域の特性に即した農業の振興を図るために編入したが、非農地化が進み非農地通知が発出され、5号編入時の理由に該当しなくなったため。			
用途区分の変更	変更後の 用途区分				
	当該地の 選定理由				
軽微な変更	*政令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、 該当する号に○ [第2号 第3号 第4号]				
その他の事項による除外					
農地転用許可権者との事前調整(農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。) ※農地法の運用について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)による区分により記載する。					
農地転用許可権者					
意見					
農地区分					
農地転用許可条項					
他法令との調整					

(様式第2号) 別表1-1 (山林・原野)

変更箇所の個別検討表 [除外及び用途区分変更用]

対図 番号	計画変更箇所				
	所在	地目	面積(m ²)	法第10条第3項の 該当号	用途区分
I005 他7件	様式第2号のとおり	様式第2号 のとおり	計 3,992.00	第5号	様式第2号のと おり
変更の目的及び必要性					
農振法第10条第3項第5号非該当による除外(山林・原野である農用地)					
除 外	変 更 要 件 の 検 討	法第13条 第2項第1号	該当なし。		
		法第13条 第2項第2号	該当なし。		
		法第13条 第2項第3号	該当なし。		
		法第13条 第2項第4号	該当なし。		
		法第13条 第2項第5号	該当なし。		
		法第13条 第2項第6号	該当なし。		
	法第10条第4項 規定の土地 〔非農用地 令第8条〕	該当なし。			
法第10条第3項各号 非該当の土地	地域の特性に即した農業の振興を図るために登記地目が山林・原野である土地を編入したが、農地としての利用の見込みが無くなり、5号編入時の理由に該当しなくなったため。				
用途区分の変更	変更後の 用途区分				
	当該地の 選定理由				
軽微な変更	*政令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、 該当する号に○ 〔 第2号 第3号 第4号 〕				
その他の事項による除外					
農地転用許可権者との事前調整(農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。) ※農地法の運用について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)による区分により記載する。					
農地転用許可権者					
意見					
農地区分					
農地転用許可条項					
他法令との調整					

(様式第2号) 別表1-1 (山林化)

変更箇所の個別検討表 [除外及び用途区分変更用]

対図 番号	計画変更箇所				
	所在	地目	面積(m ²)	法第10条第3項の 該当号	用途区分
I014 他17件	様式第2号のとおり	様式第2号 のとおり	計 9,163.00	第5号	様式第2号のと おり
変更の目的及び必要性					
農振法第10条第3項第5号非該当による除外 (山林化した農用地)					
除外	変更要件 の検討	法第13条 第2項第1号	該当なし。		
		法第13条 第2項第2号	該当なし。		
		法第13条 第2項第3号	該当なし。		
		法第13条 第2項第4号	該当なし。		
		法第13条 第2項第5号	該当なし。		
		法第13条 第2項第6号	該当なし。		
	法第10条第4項 規定の土地 〔非農用地 令第8条〕	該当なし。			
	法第10条第3項各号 非該当の土地	地域の特性に即した農業の振興を図るために編入したが、耕作放棄 され農地が山林化し、5号編入時の理由に該当しなくなったため。			
用途区分の変更		変更後の 用途区分			
		当該地の 選定理由			
軽微な変更		*政令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、 該当する号に○ 〔 第2号 第3号 第4号 〕			
その他の事項による除外					
農地転用許可権者との事前調整 (農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。) ※農地法の運用について (平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局 長・農村振興局長通知) による区分により記載する。					
農地転用許可権者					
意見					
農地区分					
農地転用許可条項					
他法令との調整					

(様式第2号) 別表1-1 (山林化、利水条件不利)

変更箇所の個別検討表 [除外及び用途区分変更用]

対図 番号	計画変更箇所				
	所在	地目	面積(m ²)	法第10条第3項の 該当号	用途区分
I035 ~I038	様式第2号のとおり	様式第2号 のとおり	計 1,164.00	第5号	様式第2号のと おり
変更の目的及び必要性					
農振法第10条第3項第5号非該当による除外(山林化しており利水条件が不利な農用地)					
除 外	変 更 要 件 の 検 討	法第13条 第2項第1号	該当なし。		
		法第13条 第2項第2号	該当なし。		
		法第13条 第2項第3号	該当なし。		
		法第13条 第2項第4号	該当なし。		
		法第13条 第2項第5号	該当なし。		
		法第13条 第2項第6号	該当なし。		
	法第10条第4項 規定の土地 [非農用地 令第8条]	該当なし。			
法第10条第3項各号 非該当の土地	地域の特性に即した農業の振興を図るために編入したが、山林化が進み耕作できる面積が減少し、かつ、生産基盤事業が実施されていないため利水条件が不利な地域であることから、5号編入時の理由に該当しなくなったため。				
用途区分の変更	変更後の 用途区分				
	当該地の 選定理由				
軽微な変更	*政令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、 該当する号に○ [第2号 第3号 第4号]				
その他の事項による除外					
農地転用許可権者との事前調整(農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。) ※農地法の運用について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)による区分により記載する。					
農地転用許可権者					
意見					
農地区分					
農地転用許可条項					
他法令との調整					

(様式第2号) 別表1-1 (利水条件不利)

変更箇所の個別検討表 [除外及び用途区分変更用]

対図 番号	計画変更箇所				
	所在	地目	面積(m ²)	法第10条第3項の 該当号	用途区分
I028 他81件	様式第2号のとおり	様式第2号 のとおり	計 61,132.00	第5号	様式第2号のと おり
変更の目的及び必要性					
農振法第10条第3項第5号非該当による除外 (利水条件が不利な農用地)					
除 外	変 更 要 件 の 検 討	法第13条 第2項第1号	該当なし。		
		法第13条 第2項第2号	該当なし。		
		法第13条 第2項第3号	該当なし。		
		法第13条 第2項第4号	該当なし。		
		法第13条 第2項第5号	該当なし。		
		法第13条 第2項第6号	該当なし。		
	法第10条第4項 規定の土地 〔非農用地 令第8条〕	該当なし。			
法第10条第3項各号 非該当の土地	地域の特性に即した農業の振興を図るために編入したが、生産基盤事業が実施されていないため利水条件が不利な地域であり、高収益農業への営農展開も見込めず、5号編入時の理由に該当しなくなったため。				
用途区分の変更	変更後の 用途区分				
	当該地の 選定理由				
軽微な変更	*政令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、 該当する号に○ 〔 第2号 第3号 第4号 〕				
その他の事項による除外					
農地転用許可権者との事前調整 (農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。) ※農地法の運用について (平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知) による区分により記載する。					
農地転用許可権者					
意見					
農地区分					
農地転用許可条項					
他法令との調整					

(様式第2号) 別表1-1 (利水条件不利、後継者なし)

変更箇所の個別検討表 [除外及び用途区分変更用]

対図 番号	計画変更箇所				
	所在	地目	面積(㎡)	法第10条第3項の 該当号	用途区分
I018 他44件	様式第2号のとおり	様式第2号 のとおり	計 28,919.00	第5号	様式第2号のと おり
変更の目的及び必要性					
農振法第10条第3項第5号非該当による除外 (利水条件が不利で後継者がおらず認定農業者でない農 用地)					
除 外	変 更 要 件 の 検 討	法第13条 第2項第1号	該当なし。		
		法第13条 第2項第2号	該当なし。		
		法第13条 第2項第3号	該当なし。		
		法第13条 第2項第4号	該当なし。		
		法第13条 第2項第5号	該当なし。		
		法第13条 第2項第6号	該当なし。		
	法第10条第4項 規定の土地 〔非農用地 令第8条〕	該当なし。			
法第10条第3項各号 非該当の土地	地域の特性に即した農業の振興を図るために編入したが、かんがい事業が実施され ていないため利水条件が不利な地域であり農業生産性が低く借り手が望めない こと、加えて認定農業者や後継者もないことから将来的に優良農地として維持 することが見込めず、5号編入時の理由に該当しなくなったため。				
用途区分の変更	変更後の 用途区分				
	当該地の 選定理由				
軽微な変更	*政令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、 該当する号に○ 〔 第2号 第3号 第4号 〕				
その他の事項による除外					
農地転用許可権者との事前調整 (農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。) ※農地法の運用について (平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局 長・農村振興局長通知) による区分により記載する。					
農地転用許可権者					
意見					
農地区分					
農地転用許可条項					
他法令との調整					

(様式第2号) 別表1-1 (集落介在)

変更箇所の個別検討表 [除外及び用途区分変更用]

対図番号	計画変更箇所				
	所在	地目	面積(m ²)	法第10条第3項の該当号	用途区分
K08 他24件	様式第2号のとおり	様式第2号のとおり	計 7,911.00	第5号	様式第2号のとおり
変更の目的及び必要性					
農振法第10条第3項第5号非該当による除外 (集落介在農用地)					
除外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号	該当なし。		
		法第13条第2項第2号	該当なし。		
		法第13条第2項第3号	該当なし。		
		法第13条第2項第4号	該当なし。		
		法第13条第2項第5号	該当なし。		
		法第13条第2項第6号	該当なし。		
	法第10条第4項 規定の土地 [非農用地 令第8条]	該当なし。			
	法第10条第3項各号 非該当の土地	地域の特性に即した農業の振興を図るために編入したが、宅地化が進み集落介在地となり、5号編入時の理由に該当しなくなったため。			
用途区分の変更	変更後の用途区分				
	当該地の選定理由				
軽微な変更	*政令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、 該当する号に○ [第2号 第3号 第4号]				
その他の事項による除外					
農地転用許可権者との事前調整 (農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。) ※農地法の運用について (平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知) による区分により記載する。					
農地転用許可権者					
意見					
農地区分					
農地転用許可条項					
他法令との調整					

(様式第2号) 別表1-1 (雑種地化)

変更箇所の個別検討表 [除外及び用途区分変更用]

対図 番号	計画変更箇所				
	所在	地目	面積(m ²)	法第10条第3項の 該当号	用途区分
I001 他20件	様式第2号のとおり	様式第2号 のとおり	計 6,176.01	第5号	様式第2号のと おり
変更の目的及び必要性					
農振法第10条第3項第5号非該当による除外(雑種地化した農用地)					
除 外	変 更 要 件 の 検 討	法第13条 第2項第1号	該当なし。		
		法第13条 第2項第2号	該当なし。		
		法第13条 第2項第3号	該当なし。		
		法第13条 第2項第4号	該当なし。		
		法第13条 第2項第5号	該当なし。		
		法第13条 第2項第6号	該当なし。		
	法第10条第4項 規定の土地 [非農用地 令第8条]	該当なし。			
	法第10条第3項各号 非該当の土地	地域の特性に即した農業の振興を図るために編入したが、雑種地化が進み耕作できる面積が減り、5号編入時の理由に該当しなくなったため。			
用途区分の変更		変更後の 用途区分			
		当該地の 選定理由			
軽微な変更		*政令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、 該当する号に○ [第2号 第3号 第4号]			
その他の事項による除外					
農地転用許可権者との事前調整(農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。) ※農地法の運用について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)による区分により記載する。					
農地転用許可権者					
意見					
農地区分					
農地転用許可条項					
他法令との調整					

(様式第2号) 別表1-1 (耕作道)

変更箇所の個別検討表 [除外及び用途区分変更用]

対図 番号	計画変更箇所				
	所在	地目	面積(m ²)	法第10条第3項の 該当号	用途区分
I178	実沢字樋ノ入38-2	田	181.00	第5号	農地(田)
変更の目的及び必要性					
農振法第10条第3項第5号非該当による除外(耕作道を新設した農用地)					
除外	変更要件の 検討	法第13条 第2項第1号	該当なし。		
		法第13条 第2項第2号	該当なし。		
		法第13条 第2項第3号	該当なし。		
		法第13条 第2項第4号	該当なし。		
		法第13条 第2項第5号	該当なし。		
		法第13条 第2項第6号	該当なし。		
	法第10条第4項 規定の土地 [非農用地 令第8条]	該当なし。			
法第10条第3項各号 非該当の土地	地域の特性に即した農業の振興を図るために編入したが、背後地の 営農条件を改善するための耕作道の新設により、5号編入時の理由 に該当しなくなったため。				
用途区分の変更	変更後の 用途区分				
	当該地の 選定理由				
軽微な変更	*政令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、 該当する号に○ [第2号 第3号 第4号]				
その他の事項による除外					
農地転用許可権者との事前調整(農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。) ※農地法の運用について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局 長・農村振興局長通知)による区分により記載する。					
農地転用許可権者					
意見					
農地区分					
農地転用許可条項					
他法令との調整					